

② いたので、3位、8位が繰り上げられました。これは最高得点順に採用候補者名簿を決めるといふ加西市職員任用に関する規定第13条の規定を逸脱したものであります。

次に、土木職員についても同様に試験結果の一覧表の当初補欠2位の者に○をつけ採用としました。これについても、市長独自の基準によって変更されたものであります。次に、消防職員についても同様、得点表から見ると当初採用候補者名簿の2位、3位が補欠に回され、得点表から見ると学力や特に体力が劣っていた4番、8番を市長が○をつけることにより採用しております。

採用結果の決裁書には、みずから採用候補者3名と補欠候補者2名の名前を自筆で書き、その理由として幹部候補生足り得る者等の基準を記入している。このことによって、受験資格を持って受験された高校卒受験者には非常に不利益を与えたことになった。なお、当時の担当者はこの変更に対して任用権者である中川市長の指示に従わざるを得なかったと証言しています。

以上のことを踏まえて、昨日3月28日に委員会を開催し、提出された記録並びに委員会の記録を精査しました。今回の市長の行為は、加西市がこれまで行ってきた採用試験を全く無視し、任用権者の裁量権を大幅に逸脱した不公平なものであって、市民の公平な試験への期待を大きく裏切ったものであると言わざるを得ない。また、当初採用候補者であり、不採用となった方への心情を思うと、やりきれないものがある。今回の取り扱いは、地方公務員法第13条の平等取り扱いの原則、同第15条の任用の根本基準、第56条の不利益取り扱いの禁止の規定に行われてはならないこと

③ になっている。以上の3原則をすべて崩して行っている。地方公務員法第6条及び15条に違反し、また加西市職員任用に関する規定、規則第13条に違反している疑いがあると、当委員会では決定をいたしました。

また、公用車の単独使用については、個人の引越しに使用したり、土曜、日曜、連続使用のときは車庫に戻さず、自宅まで乗って帰ることなどもあったなどは、市長自らも証言しており、公私混同も甚だしく、不正使用だと言わざるを得ないと決定しました。

#### 【報告に対する賛成意見】

- ・ 偏差値で順番を決めた、その順番さえも客観的な基準なしに自分の思いで入れ替えている
- ・ 公務員の任用にあたっては、法律や条例、規則や規程に基づいて公平に執行されることが大前提

#### 【報告に対する反対意見】

- ・ 委員会の日程が短期間で、不十分な調査で終わっている
- ・ 独断で採用を決めたわけではなく、試験委員会の選考により絞られた一定の範囲内の中から精査して決めたもの
- ・ 市長は外部からいかなる影響も受けておらず、採用候補を変えるべき理由をはっきりしていたので、データ改ざんの必要はなく、指示もしていない
- ・ よい人材を選ぶには市長は良い意味で積極的に関与すべき

#### 【採決】

採決の結果、17対1で報告のとおり可決されました。④へ

## ④ 市長不信任の動議

3月29日(木)の第212回定例会において緊急動議として市長不信任の動議が提出されました。

#### 【提案説明(全文)】

本議会は、中川暢三市長を信任しない。よって、中川暢三加西市市長は速やかにみずからの職を辞することを加西市議会として求める。

中川暢三氏が加西市市長に就任して、1年8ヶ月が過ぎました。就任当時、時あたかも小泉内閣による改革路線が国民の熱狂を生む状況の中で、新市長への市民の期待が寄せられました。しかし、その期待は大きく裏切られました。私自身も期待をした者として、いまはみずからの不明を恥じております。

さきの予算特別委員会で、市長みずからが2006年度職員採用試験に大きく関与したことが答弁され、市長の指示の結果順位が入れ替わった点に不正疑惑が集中し、その解明のために地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置して調査を進めてきたことは、議員各位のご承知のとおりであります。調査委員会は、3月20日から5回にわたり担当者、試験委員、市長の証人喚問が行われ、さきほど委員長から報告があったとおりであります。

市長は、採用試験委員会に対する評価をおとしめ、試験委員会の答申を無視する扱いで、地方自治法第15条並びに加西市職員の任用に関する規則第13条に違反することは明らかとなりました。法律と規則に基づく中立公正な試験委員会の選考を拒否し、本来であれば選外となる者を採用するように不正な指示を事務局に押しつけていたことが明らか

⑤ かにされました。

ここで、少し職員採用に触れておきたいと思います。皆さんもご承知のとおり、職員採用の不祥事によって、加西市をはじめ多くの市町村の首長が失職をしました。そのような状況のもとに、市長みずからが関与をすることは好ましくないという判断のもとに、人事委員会のあるところは人事委員会、ないところについては試験委員会をつくって試験委員会が選考する。それを重視して市長が決定をする。そのような経緯がございます。そのことを私は何回も申し上げましたが、中川市長は「優秀な人材を採用するために私は深くかかわる」。明言をされております。

100歩譲って認めるとしても、公正、公平にしなければならぬ。そうでなくても、首長がかかわることによって、疑惑を招くもとなりです。試験採用でありますから、試験センターで全国统一試験を筆記試験として実施をします。その上に試験委員、今回の加西市の場合は5名の試験委員が面接をして、総合得点を出して、順位をつけて、そして市長に候補者名簿として提出をしたものであります。

その提出したものを偏差値に置きかえるいうことを指示をされて、置きかえられました。決めてから偏差値に変える。この点についても問題はありますが、100歩譲るとしても偏差値で置きかえられたとおりに、その順位どおりに採用されていない。これはどう説明できるのか。特に、消防職員の採用等については、既に市長に就任されたことでありますから、偏差値に置きかえて試験をしているわけがあります。にもかかわらず、優秀な2番、3番を落として4番、8番を繰り上げている。その指示内容の中に、委員長からも報告がありましたように、「社会人経験をしている」「将来の幹部候補生とするために」、採用試験の申込書には、試験要項